

賦課金・決済金・加入金・他目的使用料

賦課金

(10アールあたり)

種別	単価	備考
経常賦課金	3,300円	分納不可
特別賦課金	700円	分納不可

農地転用等地区除外決済金

(10アールあたり)

種別	単価	備考
農地転用決済金	58,100円	および決済時点未納入賦課金全額

加入金

(10アールあたり)

種別	単価	備考
加入金	49,100円	地区編入

他目的使用料

土地改良財産使用料(第7条第1項)

種別	単価		使用料			備考
	面積	期間	一級	二級	その他	
鉄塔	1平方メートル当り	1ヶ年	750円	750円	400円	
電柱	〃	〃	1,500円	1,500円	450円	
管理設	1米当り	〃	250円	250円	250円	ガス・水道管・電線(直径0.1米未満のもの)
〃	〃	〃	750円	750円	750円	〃 (直径0.1米～1.0米のもの)
〃	〃	〃	1,300円	1,300円	1,300円	〃 (直径1.0米以上のもの)
車道	1平方メートル当り	〃	800円	800円	800円	
橋梁	〃	〃	1,000円	1,000円	1,000円	個人住宅
〃	〃	〃	2,500円	1,800円	1,300円	その他
通路	〃	〃	1,000円	1,000円	1,000円	軽車輛以上の通路
広告物	〃	〃	2,500円	2,500円	2,500円	施設面積による
建物	〃	〃	2,500円	2,500円	2,500円	
駐車場	〃	〃	2,500円	2,500円	2,500円	
炊事用排水	1件につき	〃	-	1,500円	1,500円	
浄化水槽汚水(10人槽)	〃	〃	-	-	5,000円	
浄化水槽汚水(20人槽)	〃	〃	-	-	13,000円	
浄化水槽汚水(20人槽～50人槽)	〃	〃	-	-	1人増す毎に800円増加	
浄化水槽汚水(50人槽以上)	〃	〃	-	-	1人増す毎に1,000円増加	

他目的使用料

管理障害物補償金(第7条第2項)

種別	単価		補償金額	備考
	面積	期間		
浄化水槽汚水(10人槽まで)	1件につき	1期間	50,000円	
浄化水槽汚水(20人槽まで)	〃	〃	100,000円	
浄化水槽汚水(20人槽～50人槽)	〃	〃	250,000円	
浄化水槽汚水(50人槽以上)	〃	〃	500,000円	
浄化水槽汚水(50人槽以上)	〃	〃	10人増す毎に100,000円加算する	

※使用料等仮区分

- (1)一級 県有財産管理受託のもの
- (2)二級 土地改良区財産の内、水路支幹線とする
- (3)その他 全二項以外のもの